

第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

1. ごみ処理事業の沿革

ごみ処理事業の沿革は、表 2-1 に示すとおりです。

表 2-1 ごみ処理事業の沿革

年	内 容
昭和 26 年	自治会にごみ収集の委託を開始
27 年	ごみ収集職員を採用
29 年	2 町 4 村合併
31 年	大匂、馬渡が編入
36 年	秦野市外二町清掃処理組合の設立
37 年	美化運動実施本部の設置
38 年	組合名称の変更「秦野市伊勢原町清掃組合」 秦野衛生センターの完成（し尿 72kl/日、ごみ 30t/日）
42 年	ポリ袋によるごみの持ち出し、収集を開始 燃やすごみ（週 2 回）収集を開始 伊勢原町清掃美化審議会の発足 第 1 回衛生委員大会の開催
44 年	伊勢原清掃工場 20t/日焼却施設の完成
45 年	不燃物（年 6 回）収集を開始
46 年	市制施行 組合名称の変更「秦野市伊勢原市清掃組合」 子易不燃物処理場の完成（圧縮 6t/日、破砕 30t/日）
47 年	「伊勢原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定 不燃物収集回数の変更（月 1 回） 伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設の完成
48 年	不燃物収集回数の変更（年 18 回（20 日に 1 回））
50 年	組合名称の変更「秦野市伊勢原市環境衛生組合」 （ごみ処理に加え斎場施設の設置及び管理を共同で行う）
51 年	伊勢原清掃工場 180t/日焼却施設の完成
57 年	燃やすごみ収集の一部民間委託を開始
58 年	栃窪一般廃棄物最終処分場の完成
59 年	使用済乾電池の最終処分の民間委託を開始 生ごみ処理容器斡旋補助を開始
60 年	伊勢原清掃工場 90t/日焼却施設の完成

年	内 容
昭和62年	不燃物（月2回）収集における民間委託を開始（燃やすごみは直営）
	燃やすごみ（週3回）収集の段階実施
	事業系一般廃棄物許可制度を開始
63年	燃やすごみ（週3回）収集を市全域で実施
平成元年	粗大ごみ戸別収集を開始
3年	環境美化センターの完成
4年	大田地区資源回収を開始
5年	栗原一般廃棄物最終処分場（第一期）の完成
	伊勢原市廃棄物減量等推進員の設置
	成瀬地区資源回収を開始
6年	伊勢原北・南地区資源回収を開始
7年	「伊勢原市ごみ処理等の適正化に関する条例」制定
	粗大ごみの有料化
	大山・高部屋・比々多地区資源回収を開始
8年	資源収集品目に布類・古布を追加
9年	びん類分別収集を開始
10年	資源収集品目に廃食用油を追加
11年	栗原一般廃棄物最終処分場（第二期）の完成
12年	シルバー人材センター協定事業による粗大ごみリサイクル事業の実施
14年	ふれあい収集を開始
15年	家庭用電動式生ごみ処理機購入費補助を開始
17年	粗大ごみ持込分現金取扱を開始
18年	電動式せん定枝粉碎機貸出制度を開始
19年	分別収集に向けたごみ収集体制の変更（燃やすごみは委託、不燃物は直営）
20年	容器包装プラスチック等分別収集を開始
	燃やすごみ収集の市全域民間委託を開始
	資源リサイクルセンターの完成
23年	燃やすごみ収集回数の変更（週2回）
25年	使用済小型家電リサイクル事業（かながわモデル）を開始
	はだのクリーンセンター（200t/日）の完成
26年	布団のリサイクル事業を開始
29年	せん定枝資源化事業を開始
令和元年	せん定枝資源化事業を草木類まで拡大
2年	木質系粗大ごみ資源化事業を開始
3年	容器包装プラスチック収集の民間委託を開始

2. ごみ処理の体系

現行のごみ処理体系は、図 2-1 に示すとおりです。

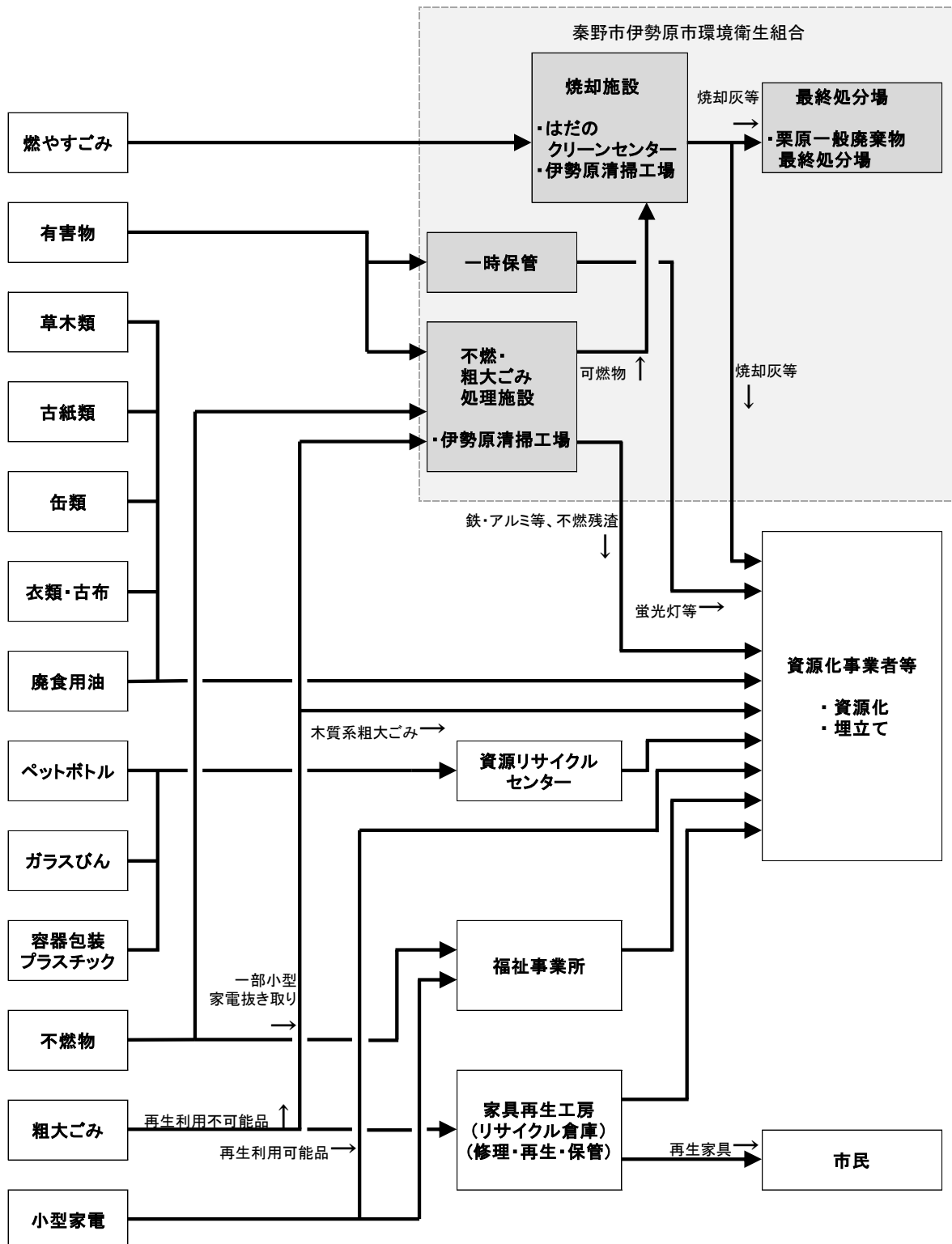


図 2-1 現行のごみ処理体系

3. ごみ処理の体制

ごみ処理の体制は、表 2-2 に示すとおりです。（「秦野市伊勢原市環境衛生組合」を以下「環境衛生組合」という。）

表 2-2 ごみ処理の体制

区分	品目	実施主体
収集運搬	燃やすごみ	委託業者
	不燃物・有害物 (小型家電を含む)	本市
	粗大ごみ	
	草木類	個人・本市
	事業系一般廃棄物	許可業者
	事業系一般廃棄物 (家庭ごみに準ずるもの)	委託業者
	直接搬入ごみ	個人・事業者
	容器包装プラスチック	委託業者
	ペットボトル	資源回収事業者
	ガラスびん(3色)	本市
	古紙類 缶類 衣類・古布 廃食用油	資源回収事業者
中間処理	燃やすごみ	環境衛生組合
	不燃物・有害物	
	事業系一般廃棄物	
	事業系一般廃棄物 (家庭ごみに準ずるもの)	
	直接搬入ごみ	
	粗大ごみ	環境衛生組合・資源化事業者
	容器包装プラスチック	本市(資源リサイクルセンター)
	ペットボトル	
	ガラスびん(3色)	
	草木類	資源化事業者
	小型家電	福祉事業所・資源化事業者
古紙類 缶類 衣類・古布 廃食用油	資源化事業者	
最終処分	焼却残渣	環境衛生組合 (栗原一般廃棄物最終処分場への埋立処分、 民間委託による資源化または埋立処分)
	不燃残渣	環境衛生組合 (民間委託による資源化または埋立処分)

本計画の推計値は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言が発令されたことなどによる外出自粛や休業要請、テレワークなど異例の事態が続いた令和2年度実績値は参考値にとどめ、影響の少ない令和元年度までの値から将来推計をしています。

4. ごみ排出量の推移

(1) 総ごみ排出量等の推移

総ごみ排出量等の推移は、表 2-3 及び図 2-2 に示すとおりです。

総ごみ排出量は、平成 23 年度の 33,153t から緩やかな減少傾向にあり、令和元年度には 30,971t まで減少しています。

市民一人 1 日当たりのごみ排出量については、平成 23 年度から令和元年度まで過去 9 年間で、67 g/人日減少しており、令和元年度における本市実績を、神奈川県全域の県民一人 1 日当たりのごみ排出量と比較すると 17g/人日少なくなっています。

表 2-3 総ごみ排出量等の推移

区分		年度									
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総ごみ排出量※1	(t/年)	33,153	33,101	32,961	32,437	32,476	31,943	31,278	31,108	30,971	30,766
市民一人1日当たりのごみ排出量	(g/人日)	898	898	895	880	877	860	839	832	831	826
家庭ごみ	(g/人日)	782	778	769	750	744	724	697	684	687	703
事業系ごみ	(g/人日)	116	120	126	130	133	136	142	147	144	122
県民一人1日当たりのごみ排出量※2	(g/人日)	930	923	907	894	884	872	859	846	848	—

※1 総ごみ排出量とは、家庭ごみと事業系ごみの合計をさす。

※2 出典：「令和元年度 神奈川県一般廃棄物処理事業の概要（令和3年7月）」（人口は毎年10月1日時点）

注）細項目は端数処理をしているため、合計と必ずしも一致しない。

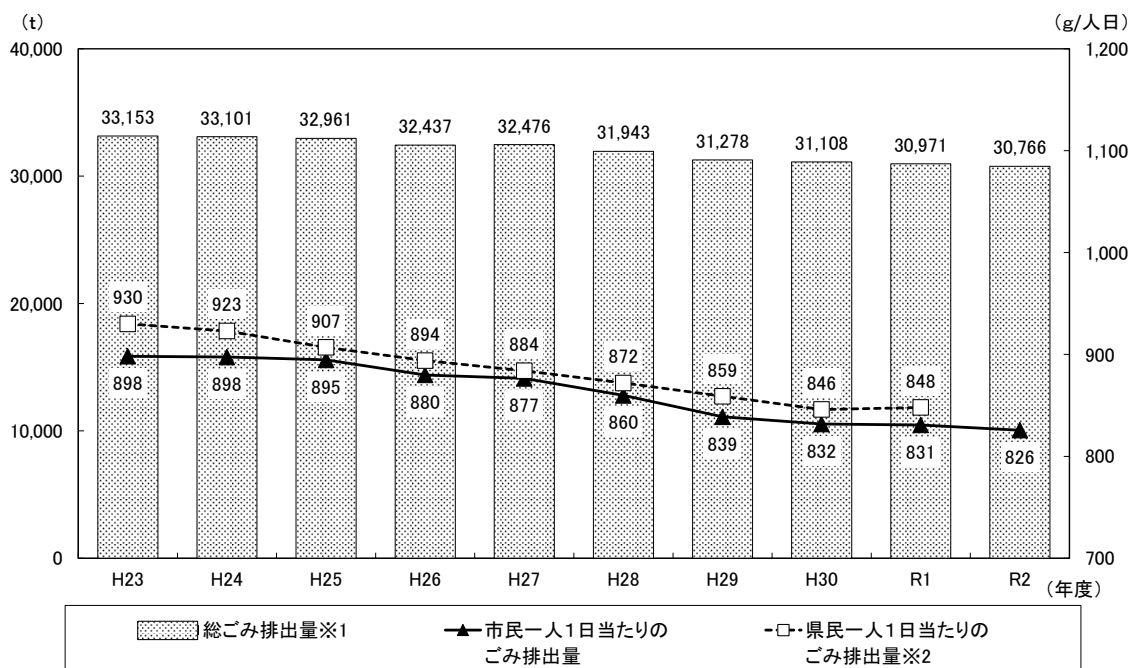


図 2-2 総ごみ排出量等の推移

(2) 家庭ごみ及び事業系ごみの排出量の推移

家庭ごみ及び事業系ごみの排出量の推移は、表 2-4 及び図 2-3 に示すとおりです。

家庭ごみは、平成 23 年度の 28,869t から緩やかな減少傾向にあり、令和元年度には 25,592t まで減少しています。

事業系ごみは、平成 23 年度の 4,284t から徐々に増加し平成 30 年度には 5,517t になりましたが、令和元年度は 5,379t へと減少に転じました。

表 2-4 家庭ごみ及び事業系ごみの排出量の推移

区分		年度									
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総ごみ排出量	(t/年)	33,153	33,101	32,961	32,437	32,476	31,943	31,278	31,108	30,971	30,766
家庭ごみ排出量	(t/年)	28,869	28,683	28,341	27,634	27,547	26,889	25,974	25,591	25,592	26,204
事業系ごみ排出量	(t/年)	4,284	4,418	4,620	4,803	4,929	5,054	5,304	5,517	5,379	4,562

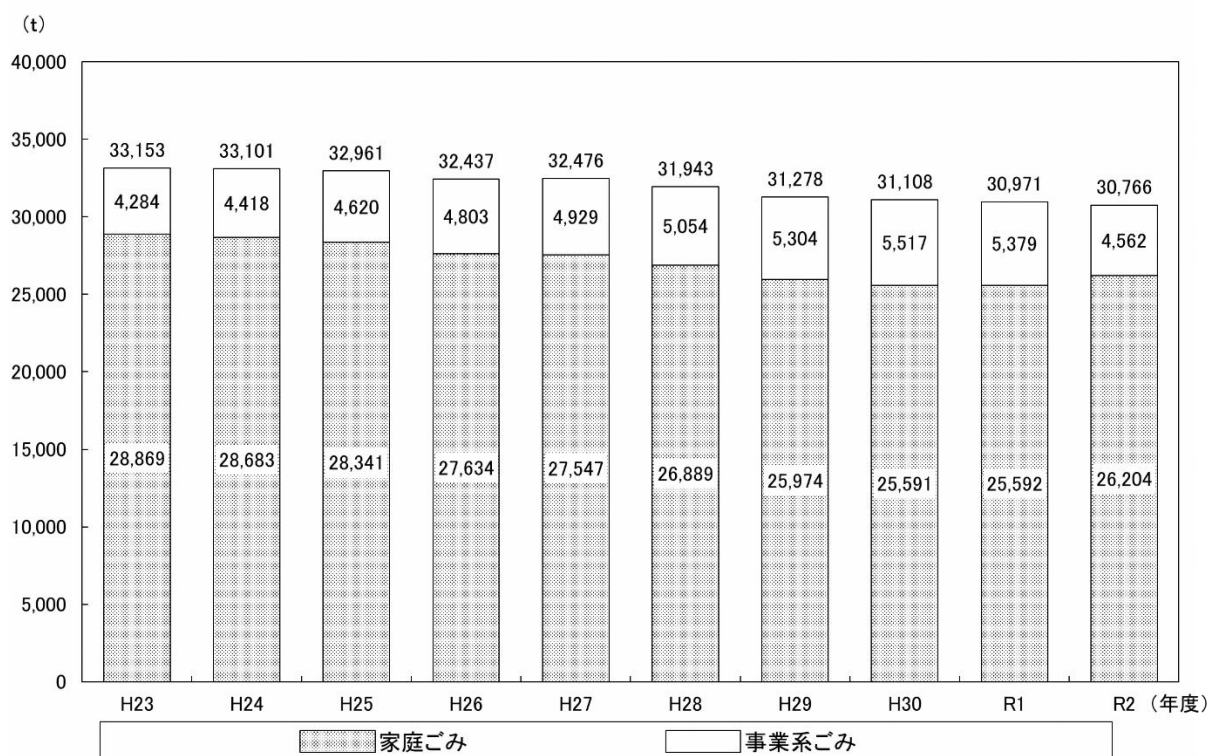


図 2-3 家庭ごみ及び事業系ごみの排出量の推移

5. 資源化量の推移

資源化量の推移は、表 2-5 及び図 2-4 に示すとおりです。

資源化量は、平成 25 年度には 7,276t まで増加したものの、それ以降は減少傾向にありましたが、令和元年度には増加に転じ、6,954t となりました。

資源化率も同様に推移し、令和元年度には 22.5%となっています。

表 2-5 資源化量の推移

区分	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
		資源化量(中間処理後含む)	(t/年)	6,995	6,919	7,276	7,070	6,980	5,891	5,952	5,923
資源化量	(t/年)	6,058	5,909	5,715	5,221	4,997	4,704	4,753	4,763	4,964	5,383
施設での資源化量	(t/年)	937	1,010	1,561	1,849	1,983	1,187	1,199	1,160	1,990	1,932
資源化率(中間処理後含む)	(%)	21.1	20.9	22.1	21.8	21.5	18.4	19.0	19.0	22.5	23.8

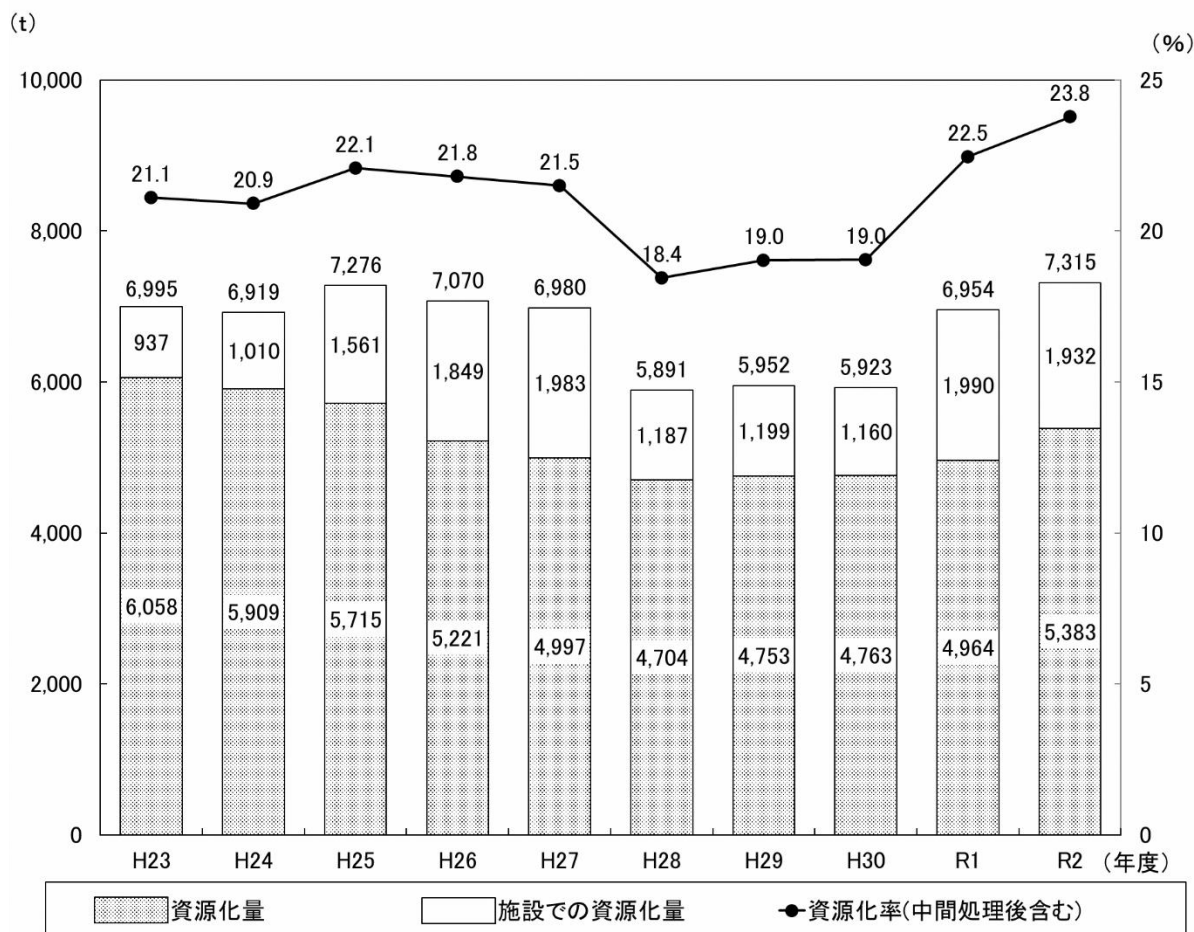


図 2-4 資源化量の推移

6. 同規模都市との比較

本市と人口が同規模な都市とごみ量等を比較した結果は、図 2-5 に示すとおりです。

グラフは、本市と人口が同規模な都市の平均値を「100」として示しています。本市の水準（平均値と比較してどの程度か）は口の中に示した数値になります。

数値の比較の仕方は下記のとおりです。

- 平均よりも高いほうが良いもの：資源化率
- 平均よりも低いほうが良いもの：総ごみ排出量、家庭ごみ排出量、事業系ごみ排出量、直接焼却量、最終処分率

家庭ごみ排出量や資源化率は他都市と同程度の水準ですが、事業系ごみ排出量や直接焼却量は、他都市よりも少なくなっています。

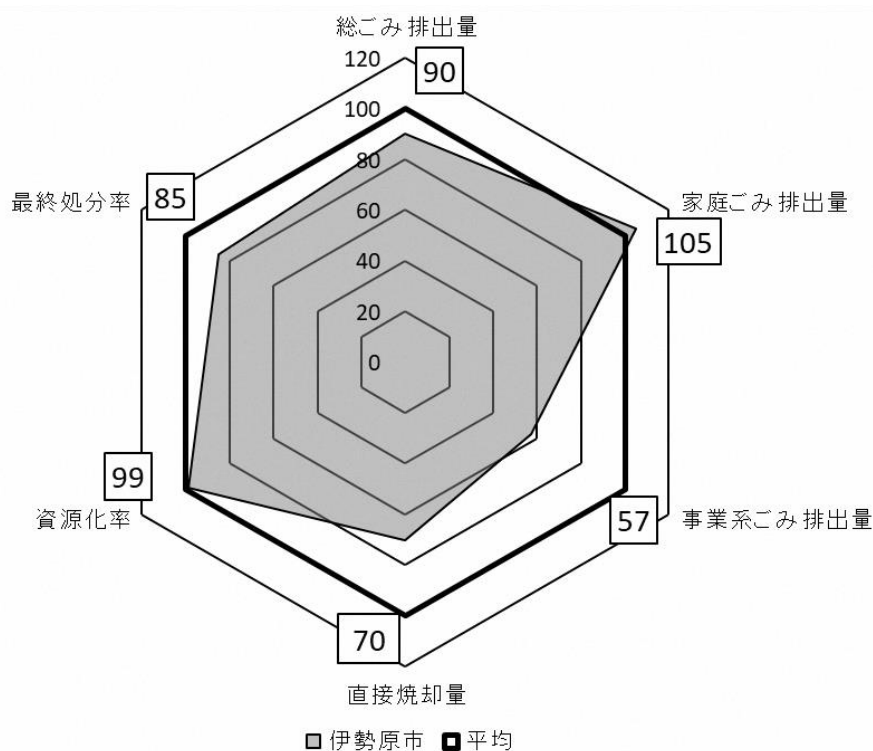


図 2-5 同規模都市との比較

注 1) 同規模都市（人口 10～20 万人規模の都市）150 都市程度の平均値を「100」とする

注 2) 総ごみ排出量、直接焼却量、家庭ごみ排出量及び事業系ごみ排出量は原単位(g/人・日)で比較

注 3) データは環境省 一般廃棄物処理実態調査（令和元年度）を使用

総ごみ排出量：総ごみ排出量とは、家庭ごみと事業系ごみの合計

家庭ごみ排出量：一般家庭から排出された廃棄物の量

事業系ごみ排出量：事業活動に伴って生じた廃棄物の量

直接焼却量：収集した廃棄物のうち、直接焼却施設へ搬入した量

資源化率：総ごみ排出量のうち、資源化した量の割合

最終処分率：総ごみ排出量のうち、最終処分した量の割合

7. 家庭から排出される燃やすごみの組成割合の推移

家庭から排出される燃やすごみ組成割合の推移は、図 2-6 に示すとおりで、令和2～3年度は厨芥類の占める割合が最も多く、次いで紙類、プラスチック類となっています。

本計画策定時（平成28年度）の調査では厨芥類の占める割合が約27%でしたが、今回（令和3年度）では約35%に上がりました。厨芥類の増加は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急事態宣言等による外出の自粛や在宅勤務・学習が増えたことによるものと考えられます。

また、木・竹・わら類の占める割合が約25%でしたが、草木類の資源化の実施により約9%と低くなっています。

なお、今回のごみ組成調査は令和2年度の9月、12月、3月及び令和3年度の6月に実施した年間平均割合（年間値）を示しています。

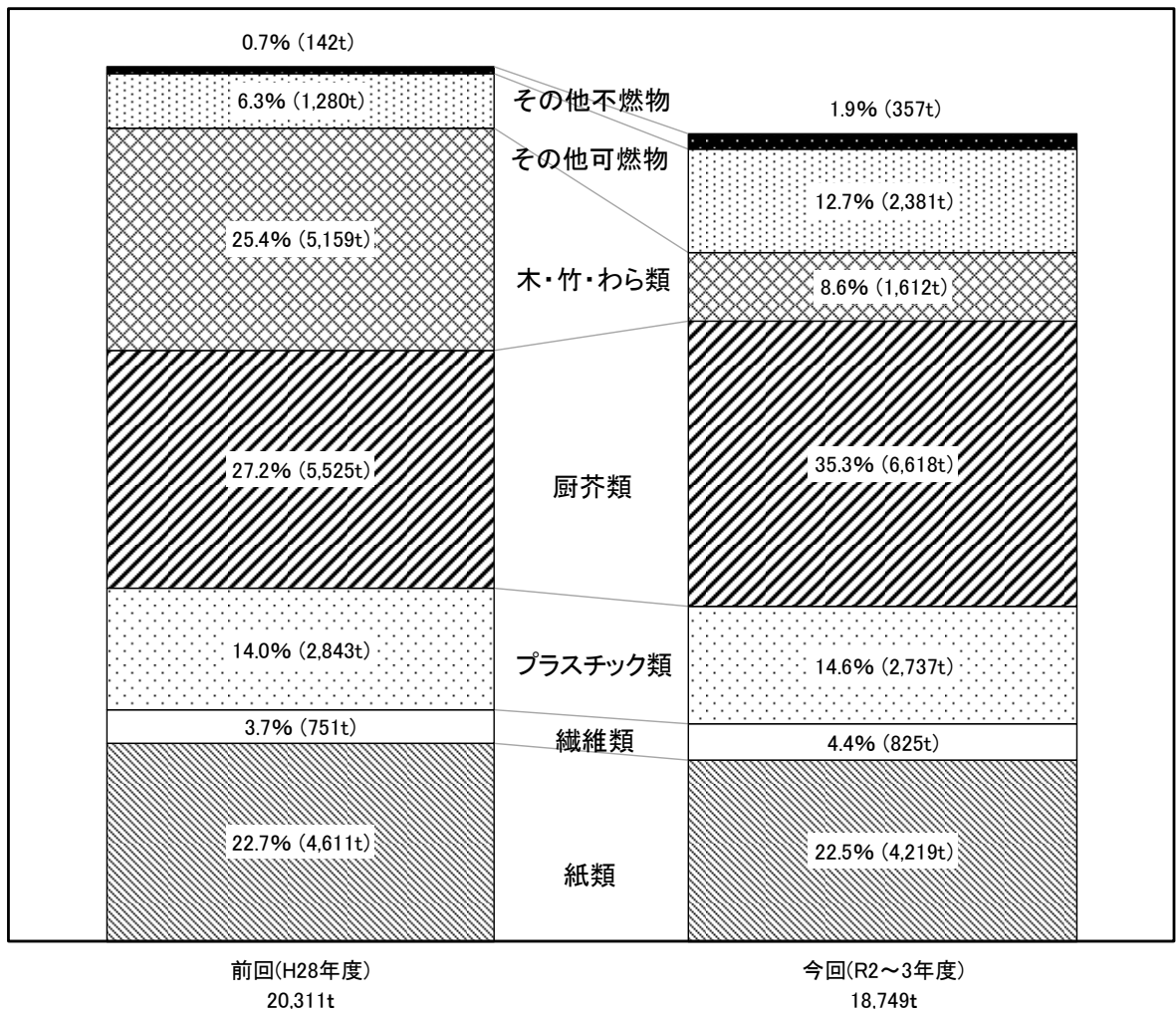


図 2-6 燃やすごみ量と組成割合の推移

8. ごみ処理費用の推移

ごみ処理費用の推移は、表 2-6 及び図 2-7 に示すとおりです。

ごみ処理に要する費用には収集運搬費（ごみ及び資源を収集運搬する費用）と処理処分費（中間処理費、最終処分費）があり、令和元年度の実績においては、合計で年間約 12 億 300 万円、これを市民一人当たりで換算すると約 1 万 2 千円を要しています。

表 2-6 ごみ処理費用の推移

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
	(千円)						
総額	(千円)	1,088,948	1,168,005	1,261,420	1,227,622	1,203,018	1,230,678
収集運搬費	(千円)	594,920	584,906	578,898	570,051	577,505	577,809
中間処理費	(千円)	462,453	508,746	512,098	477,075	491,079	529,224
最終処分費	(千円)	30,776	73,628	169,655	179,721	133,595	122,702
その他	(千円)	799	725	769	775	839	943
人口	(人)	101,514	101,787	102,157	102,470	102,137	102,088
市民一人当たり ごみ処理費用	(円)	10,727	11,475	12,348	11,980	11,778	12,055

注) 人口は国勢調査及び推計人口（各年度 10 月 1 日現在、外国人登録人口含む）

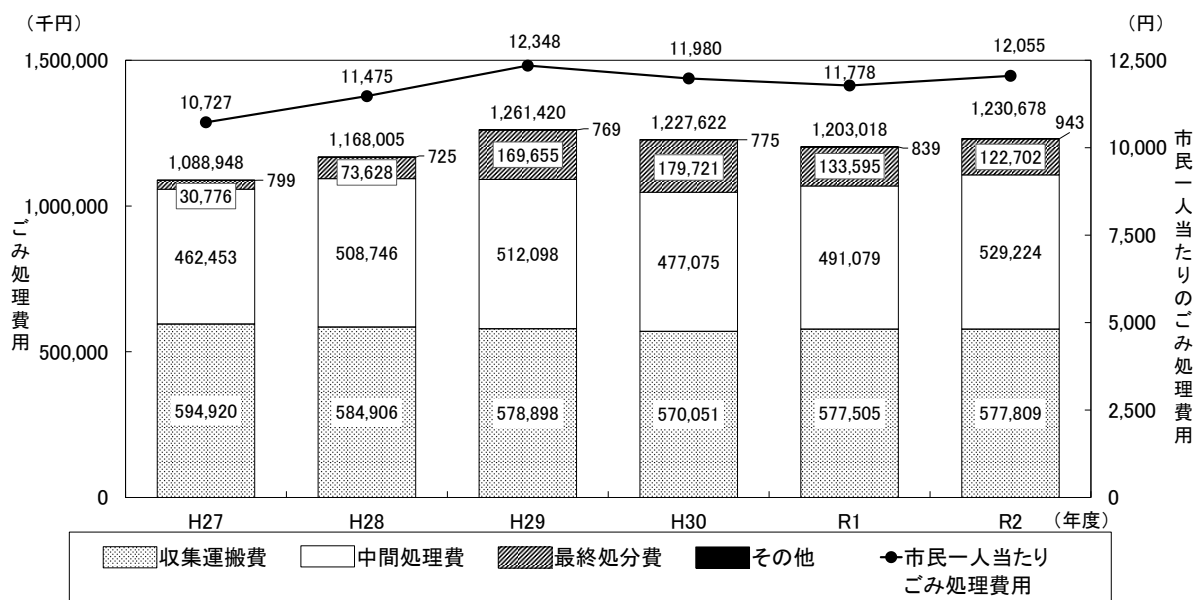


図 2-7 ごみ処理費用の推移

9. ごみ処理にかかる環境配慮

近年、ごみの分別やリサイクルの徹底などの施策が浸透した結果、家庭ごみ排出量は減少傾向にあります。この取組の定着を図りつつ、ごみ焼却量をこれまで以上に削減し、持続可能な社会の形成を進めていく観点等から平成 29 年 11 月からせん定枝の資源化を開始し、令和元年 11 月からは刈草や落ち葉を含めた草木類として対象の範囲を拡大しました。収集した草木類は主に堆肥として資源化しています。

また、粗大ごみのうち、木質部を抜き出し、資源化事業者へ引き渡したのち、チップ燃料や再生パルプの原料とする取組を進めています。

さらに、福祉事業所と連携して、専用ボックスでの回収や不燃物として排出された携帯電話やゲーム機など、使用済み小型家電の基板などからレアメタルや有用金属を資源として回収する「小型家電リサイクル事業」に取組み、新たな天然資源の採掘を抑制することで、環境負荷の低減に寄与しています。

社会全体で持続可能な社会の形成に向けた機運が高まる中、本市においても 2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロと、気候変動に強いまちを目指す「ゼロカーボンシティいせはら」を宣言しています。

ごみ処理においても、長期的な視点に立ち、更なるごみの減量化・資源化を推し進め、環境配慮に取り組んでいきます。

第2節 ごみ処理の課題

平成 27 年 9 月に開催された国連サミットにおいて、「SDGs（持続可能な開発目標）」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な社会を構築するために国際社会が協調して取り組むべき目標が示されました。国際社会が目標として掲げているビジョンは、「豊かで美しい地球環境が保全された世界」です。そして、このビジョンを実現する上で、ごみの減量や資源の有効利用は重要なテーマとなっています。

1. 目標到達の状況

策定当初の計画では、令和 3 年度を中間目標、令和 13 年度を最終目標として設定しています。令和元年度実績値と当初計画の推計値との比較は、表 2-7 に示すとおりで、令和元年度時点で資源化率を除く全ての項目で推計値に到達しています。

このような結果や今後のごみ焼却施設維持管理費等の諸課題を踏まえ、更なるごみの排出抑制・資源化施策を推進する必要があります。

表 2-7 令和元年度実績値と当初計画の推計値との比較

項目	年度	R1年度		当初計画に対する到達度
		実績値	当初計画の推計値	
総ごみ排出量(t/年)		30,971	31,777	到達
(原単位(g/人・日))		(831)	(866)	到達
焼却対象量(総量) ^{※1} (t/年)		25,043	25,363	到達
(原単位(g/人・日))		(672)	(691)	到達
資源化率(%) ^{※2、※3}		22.5	23.7	未到達

※1 焼却対象量とは、家庭ごみと事業系ごみの可燃ごみ、可燃性粗大ごみ等のごみ量

※2 資源化率(%) = (資源化量 / 総ごみ排出量) × 100

※3 資源化率は、中間処理後の資源化量も含んだ数値

2. ごみの排出抑制と焼却処理施設の課題

総ごみ排出量は施策の浸透等により、近年緩やかな減少傾向となっています。

策定当初の計画では、老朽化が進んでいる伊勢原清掃工場 90 t / 日焼却施設を令和 7 年度末までに稼働停止し、はだのクリーンセンター 1 施設による焼却処理体制への移行を目指すとしています。しかし、ごみの減量が順調に推移しており、伊勢原清掃工場 90 t / 日焼却施設の維持管理に多大な費用が発生していることを踏まえ、本市、秦野市及び環境衛生組合の 3 者による再検討を行った結果、伊勢原清掃工場 90 t / 日焼却施設の稼働停止時期を令和 5 年度末までに前倒しし、はだのクリーンセンター 1 施設による焼却処理体制への早期移行を目指すこととしました。

はだのクリーンセンター 1 施設で安定的に処理できるごみ量を維持するためには、家庭ごみ及び事業系ごみの分別の徹底や、減量化・資源化を更に促進する必要があります。

また、令和 3 年度までにごみの減量が計画どおり進まなかった場合、ごみ排出量に応じた負担の公平性及び排出抑制をより一層推進する観点から、家庭ごみの有料化導入に向けた検討を進める必要があるとしていました。しかし、家庭ごみは順調に減量が図られていることから、はだのクリーンセンター 1 施設での安定的な処理を確保することを目的としての家庭ごみの有料化に向けた検討は見送るものとしましたが、ごみ排出量に応じた負担の公平性及び排出抑制等の観点や、今後の情勢によっては、改めて有料化に向けた検討が必要となる場合もあります。

3. 社会的動向からみた課題

- ごみの適正処理や資源化を図る新たな技術やシステム等が開発される中、その導入については、技術の成熟度や費用対効果等、幅広い視点による検討が必要です。
- 持続可能な社会の発展に向け、天然資源の消費抑制及び環境負荷の低減を図るため、排出抑制、再使用、再生利用の促進が求められています。
- ライフスタイルや価値観の多様化等が進む中、収集場所に係るごみの持ち出しや適正管理に関する問題が散見されています。また、分別収集品目の増加に伴ってごみ出しルールの周知徹底が求められています。
- 高齢者の単身世帯の増加や、要介護・要支援者の増加等に伴い、ごみ出しに課題を抱える事例が生じており、ごみ出しへの支援（「家庭ごみふれあい収集」等）が求められています。
- 大震災や近年頻発する暴風雨などを契機に、安全・安心に対する意識が高まっていることを踏まえ、大規模災害発生時にごみ等の収集業務や災害廃棄物の処理等への迅速な対応が図れるような体制の整備が求められています。

- 地域の特性や資源の性質に応じた最適な循環を形成するとともに、自然環境保全にも配慮した取組が求められています。
- 国内では、まだ食べられるのに廃棄される食品が年間で約 570 万 t 排出されていると推計されており、食品ロスの削減が求められています。
- 海洋プラスチック及び気候変動に関する問題や、諸外国の廃棄物輸入規制強化等の対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっている中、包括的な資源循環体制の強化が求められています。

4. 処理体制上の課題

- 市民のリサイクル意識の高まりに対応した、資源の収集・処理体制の整備が求められています。
- 資源リサイクルセンターが老朽化しているため、機械設備が故障するリスクへの対処など、管理運営の課題があります。
- 安全・安心で安定したごみ処理を行うため、環境衛生組合及び秦野市との協力・連携が重要になります。
- 焼却処理をはだのクリーンセンター1施設体制に移行するため、一層の排出抑制と資源化により、ごみの減量を推進する必要があります。
- 伊勢原清掃工場の 90t/日焼却施設及び粗大ごみ処理施設の老朽化が進んでいるため、地域環境に十分配慮するとともに、施設の停止や整備を見据えた適正な維持管理と運営を行う必要があります（実施主体は環境衛生組合）。
- 技能労務職員数の減に伴う新たな収集体制の構築が必要です。
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく製品プラスチックの分別収集・再資源化への動向を注視しつつ、導入を視野に入れた対応が必要です。

第3節 ごみ処理行政の動向

1. 国及び県の目標

(1) 国の目標

国は、「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」及び第四次循環型社会形成推進基本計画中で、廃棄物の減量化について表 2-8 のとおり施策目標を定めています。

表 2-8 国の施策における目標値

区分	基準年度	目標年度	目標値	出典
総排出量	平成 24 年度	令和 2 年度	12%削減	廃棄物処理基本方針
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	—	令和 7 年度	440g	第四次循環型社会形成推進基本計画
再生利用率	平成 24 年度	令和 2 年度	約 27%に増加	廃棄物処理基本方針
最終処分量	平成 24 年度	令和 2 年度	約 14%削減	廃棄物処理基本方針

(2) 県の目標

神奈川県は、廃棄物施策を推進するため、平成 13 年度に「神奈川県廃棄物処理計画」を策定しましたが、循環型社会づくりに向けた方向性を端的に示すため「神奈川県循環型社会づくり計画」と名称を変更し、平成 24 年 3 月に策定したのち、平成 29 年 3 月に改訂しました。この中で、「廃棄物ゼロ社会」を目指し、排出量、再生利用量、減量化量、最終処分量について、表 2-9 のとおり目標を定めています。

表 2-9 神奈川県循環型社会づくり計画における目標値

	基準			将来推計					
	平成 21 年度			平成 28 年度			令和 3 年度		
	構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数	
排出量(万t)	313	100%	100	295 (301)	100% (96)	94 (96)	278 (292)	100% (94)	89 (94)
(生活系)(万t)	240	77%	100	225 (233)	76% (77%)	94 (97)	221 (227)	79% (78%)	92 (95)
(事業系)(万t)	73	23%	100	70 (68)	24% (23%)	96 (93)	57 (65)	21% (22%)	78 (90)
再生利用量(万t)	76	25%	100	80 (85)	27% (28%)	105 (112)	86 (91)	31% (31%)	113 (119)
減量化量(万t)	207	66%	100	191 (190)	65% (63%)	92 (91)	170 (176)	61% (61%)	82 (85)
最終処分量(万t)	29	9%	100	23 (26)	8% (9%)	79 (91)	22 (25)	8% (8%)	77 (84)

※()内は、平成 24 年 3 月改定時の将来推計値

2. 個別施策

(1) 国の施策

国では、循環型社会の構築を目指し、「循環型社会形成推進基本法」に基づいた「循環型社会形成推進基本計画」を平成 15 年 3 月に定め、各種施策を推進しています。平成 30 年 6 月に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画では、国において、次の取組を実践することとしています。

- ・持続可能な社会づくりとの統合的取組
- ・多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
- ・ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ・適正処理の更なる推進と環境再生
- ・万全な災害廃棄物処理体制の構築
- ・適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
- ・循環分野における基盤整備

(2) 県の施策

神奈川県では「神奈川県循環型社会づくり計画」において、廃棄物の削減、循環型社会構築のための施策事業を推進しています。

施策事業の概要は、表 2-10 に示すとおりです。

表 2-10 神奈川県循環型社会づくり計画の施策事業（平成 29 年度の実施内容）

大柱	中柱	小柱	概要
1.資源循環の推進	1.一般廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進	(1)生活系ごみの3Rの推進	県民一人ひとりの「ものを大切にする」行動が促進されるよう、普及啓発に取り組むとともに、3Rを推進する事業者への支援を行います。また、市町村への情報提供・技術的支援に努めます。
		(2)事業系一般廃棄物の3Rの推進	事業系一般廃棄物について、市町村と連携しながら排出抑制や再使用、再生利用の取組を促進します。また、県自らも再生利用等を推進します。
		(3)広域的なごみ処理と各種リサイクル制度の推進	市町村の相互の連携・協力により策定された「ごみ処理広域化実施計画」の推進を図り、ごみの適正処理による環境負荷の低減及び各種リサイクル制度の推進による循環型社会づくりに向けた取組を進めます。
	2.産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進	(1)産業廃棄物の3Rの推進	事業者は、事業活動に伴い排出される廃棄物について、自らの責任で適正に処理しなければならないことから、廃棄物処理法に基づく政令市（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市）と連携して、事業者による生産工程等での自主的な排出抑制や再使用、再生利用などの取組を促進します。また、太陽光発電等の成長分野に対しても3Rの取組が定着するよう、情報提供などにより事業者の取組を支援します。
		(2)建設廃棄物の3Rの推進	今後とも高い水準で排出されることが想定される建設廃棄物について、建物の長寿命化等による排出抑制や、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）等に基づく再資源化の取組を推進します。
		(3)上下水道汚泥等の3Rの推進	上水道における浄水過程で発生する汚泥や下水道における下水処理の過程で発生する汚泥等について、減量化や再生利用の取組を推進します。
	3.人材の育成と広域連携の推進等	(1)環境教育・学習及び人材育成の推進	循環型社会の実現に向け、「自ら考え、選択して行動する人」を育てるため、学校や家庭、地域における環境教育・学習を通じて環境活動を支援します。
		(2)県域を越えた広域的な取組の推進	首都圏などの廃棄物問題に対して、他の都県市と連携・協力し、廃棄物の排出抑制等などについて、広域的な取組を推進します。
		(3)環境関連技術の研究、開発の推進	再生利用技術や適正処理技術などの環境関連技術の研究、開発を推進します。

大柱	中柱	小柱	概要
2.適正処理の推進	1.廃棄物の適正処理の推進	(1)一般廃棄物の適正処理の推進	一般廃棄物処理施設の整備、維持運営の支援などにより、一般廃棄物の適正処理を推進します。
		(2)産業廃棄物の適正処理の推進	排出事業者及び処理業者に対し、産業廃棄物の適正な保管や処理の指導を行うとともに、関係団体と協力して、優良な廃棄物処理業者を育成・支援します。
		(3)有害物質を含む廃棄物等の計画的な処理	アスベスト等の有害物質を含む廃棄物等の適正処理を促進するとともに、ダイオキシン類対策等で休廃止し、解体されずに残っている焼却施設の計画的な解体・撤去を推進します。
	2.PCB廃棄物の確実な処理	(1)PCB廃棄物の確実な処理	PCB廃棄物等について、県PCB廃棄物処理計画に基づき、期限までに確実に処理を完了します。
	3.不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進	(1)不法投棄を許さない地域環境づくり	不法投棄を許さない地域環境づくりをめざして、不法投棄撲滅に向けた県民、事業者、NPO等と連携・協力した取組や監視活動を行います。
		(2)産業廃棄物の不適正処理対策の推進	今後とも、高い水準で排出されることが想定される建設廃棄物等について、適正な処理を行うよう指導を徹底し、不適正処理事案に対して厳正に対応します。
		(3)不法投棄の現状回復に向けた取組	不法投棄の常習化、大規模化を防ぐため、不法投棄の原状回復を行うなど、地域の実情に応じた効果的な取組を進めます。
	4.海岸美化等の推進	(1)海岸美化や海岸漂着物対策の推進	相模湾が国際的に注目されることも見据え、本県の美しい海の環境を守るため、神奈川県海岸漂着物対策地域計画に基づき、県、沿岸13市町及び公益財団法人かながわ海岸美化財団が連携・協力し、海岸清掃事業や美化啓発活動を推進します。
		(2)美化キャンペーン等普及啓発の実施	住む人、訪れる人が快適に過ごせる美しい県土を守るため、多様な主体と連携した河川や丹沢大山等における美化キャンペーン及び広報活動の取組を推進します。
	3.災害廃棄物対策		